

市民通報システムのレポート公開に関するガイドライン

令和3年4月30日
(令和5年4月1日更新)

市民通報システムの運用にあたり、投稿者のレポートについては、個人情報やプライバシーに関する事項を、慎重かつ適切に取り扱うこととします。

投稿者の皆様は、以下の公開ガイドラインをご確認の上、レポートを投稿されますようお願いいたします。

市民通報システムでは、以下の【公開に適さない内容】が含まれないレポートを公開することとします。

ただし、公開に適さない内容が含まれる場合であっても、投稿者に断ることなく内容の修正、又は一部削除をした上で、公開する場合があります。

また、電話や手紙等のレポート以外で市に寄せられた通報等においても、所管部署が、市民通報システム上で公開すると判断した場合は、以下の内容が公開の基準となります。

このガイドラインに照らし、不適正なレポートを発見した場合は、レポート詳細画面に記載された富士市役所の所管部署へご連絡ください。

【公開に適さない内容】

(1) 個人に関する情報

① 個人情報

レポート内容により個人が特定され、又は特定され得る情報（他の情報との照合により個人を特定することができる情報を含む）

② 個人のプライバシーを侵害、又は侵害する恐れのあるもの

個人に関する情報の例…氏名・住所・メールアドレス・識別可能な顔写真・表札・車のナンバーなど

(2) 不適切情報

① 公序良俗に反するもの

② 卑猥なもの

③ 暴力的なもの

④ 残忍なもの

⑤ 犯罪及び犯罪を賛美・助長するもの

⑥ 差別的なもの・差別を助長するもの

⑦ 人の生命、身体又は財産の保護等に反するもの

⑧ 中立性を欠くもの

⑨ 宗教に関するもの

⑩ 反社会的なもの

⑪ 知的所有権（著作権）・肖像権等他人の権利を侵害するもの

⑫ 広告等商業目的のもの

⑬ 告知、募集等とみなされるもの

⑭ 地域課題に関するレポートとしてふさわしくないもの

⑮ 画像が不鮮明なもの

- ⑯ 位置情報が不正確なもの
- ⑰ その他不適切な情報と判断されたもの
- (3) 法令による規定
法律等の規定により公にすることのできないもの
- (4) 要望等
市民通報システムの目的及び仕組みになじまない行政課題への要望
(道路の新設、大規模な道路拡幅、バス路線の新設、公共施設の使用料の値下げ、騒音や異臭など写真付きレポートになじまないもの)
- (5) 富士市以外の案件
 - ① 富士市域以外のもの
 - ② 民間企業、個人の資産等富士市の管理権限が及ばないもの
(ただし、公共性の高い団体等(国・県・その他公的団体等)に関する案件については、該当団体の了解を得られれば公開する場合があります。)
- (6) その他
その他不適切と判断したもの

このガイドラインに関する連絡先

- ・ガイドライン全般について
富士市 デジタル推進室 デジタル戦略課 電話：0545-55-2716
- ・市道の損傷に関する投稿について
富士市 建設部 道路維持課 電話：0545-55-2832
- ・公園施設の不具合に関する投稿について
富士市 都市整備部 みどりの課 電話：0545-55-2795
- ・ごみの不法投棄に関する投稿について
富士市 環境部 廃棄物対策課 電話：0545-55-2770